

航空保安業務処理規程第 5 管制業務処理規程の一部改正について

1. 背景

航空保安業務処理規程（昭和 42 年空総第 130 号）第 5 管制業務処理規程は、航空交通管理管制官及び航空管制官が航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 96 条等に規定されている管制業務及びこれに関連する業務を実施するに当たって準拠すべき基準その他の事項を定めることを目的とするものである。

今般、第 5 管制業務処理規程に関して以下の改正を行う。

2. 改正概要

○ 滑走路占有監視支援機能に係る規定等の新設に伴う改正

航空管制官に対する注意喚起システムである滑走路占有監視支援機能について、滑走路の更なる安全確保を目的とした機能強化を図るため、令和 6 年 10 月 31 日に注意喚起音が追加され、令和 8 年 3 月 19 日に警報音及び警報表示が追加される。今般、警報音及び警報表示の追加に合わせ、滑走路占有監視支援機能の定義及び滑走路占有監視支援機能に関する措置に係る規定を新設する。

○ その他所要の改正（表記の修正）

3. 今後のスケジュール

適用日：令和 8 年 3 月 19 日